

**固定資産税・相続税の大幅減税を求める**

# **千代田区民会議セミナー**

**日 時** 平成14年9月2日(月)  
午後2時～  
**会 場** 千代田区公会堂

**問い合わせ先**

千代田区議会事務局

TEL 3 2 6 4 - 2 1 1 1 (内線 3 3 1 5 ~ 6)

ファクシミリ 3 2 8 8 - 5 9 2 0

(ホームページアドレス)

<http://www.city.chiyoda.tokyo.jp>

(メールアドレス)

[ckugikai@mint.ocn.ne.jp](mailto:ckugikai@mint.ocn.ne.jp)

# 目 次

<b>1 式次第</b>	.....	<b>1</b>
<b>2 決 議 ( 案 )</b>	.....	<b>3</b>
<b>3 陳情書 ( 案 )</b>		
(1) 總務大臣	.....	<b>4</b>
(2) 財務大臣	.....	<b>5</b>
(3) 東京都知事	.....	<b>6</b>
(4) 東京都議会議長	.....	<b>7</b>
(5) 政府税制調査会会長	.....	<b>8</b>

## 式 次 第

- |   |         |                                  |                 |
|---|---------|----------------------------------|-----------------|
|   | 司 会     | 千代田区議会議員<br>千代田区議会議員             | 桜井 ただし<br>松本 佳子 |
| 1 | 開 会     |                                  | ( 司 会 )         |
| 2 | 開会挨拶    | 千代田区連合町会長協議会会長<br>(富士見地区町会連合会会長) | 林 勇             |
| 3 | 主催者代表挨拶 | 千代田区議会議長                         | 満 処 昭一          |
| 4 | 挨 拶     | 千代田区長                            | 石川 雅己           |
| 5 | 講 演     | 税理士・中小企業診断士<br>質疑等               | 飯塚 美幸           |
| 6 | 決議文朗読   | 神保町地区町会連合会会長                     | 下川 衛            |

## 7 陳情文朗読

- |     |                                   |       |
|-----|-----------------------------------|-------|
| (1) | 総務大臣<br>東京商工会議所千代田支部<br>税制委員会副委員長 | 山本 貞雄 |
| (2) | 財務大臣<br>須田町中部町会会長                 | 大塚 實  |
| (3) | 東京都知事<br>岩本町二丁目大和町会婦人部長           | 小島 久子 |
| (4) | 東京都議会議長<br>東神田三丁目町会会長             | 松澤 保夫 |
| (5) | 政府税制調査会会長<br>小川町北部二丁目町会会長         | 池田 亮一 |

- |   |                      |       |
|---|----------------------|-------|
| 8 | 署名協力依頼<br>神田駅東連合町会会長 | 花田 義男 |
|---|----------------------|-------|

- |   |                       |      |
|---|-----------------------|------|
| 9 | 閉会挨拶<br>番町出張所地区連合町会会長 | 湯藤 新 |
|---|-----------------------|------|

## 10 閉 会

## 決 議 (案)

公示地価及び路線価は、全国的には下落しているものの、東京都心部の地価は高どまりの傾向にある。そのため、千代田区においては、固定資産税及び相続税が過重な税負担となって、区民の生活や事業継続に深刻な影響を及ぼしている。

固定資産税と相続税の大幅減税は、都心千代田区に住み、事業を営む者全ての長年にわたる切実な願いであり、安心して住み続けられ、事業が継続できるよう両税の大幅減税を図ることが緊急かつ重要な課題である。

私たちは、千代田区を構成する全ての人々の力を結集し、国や東京都並びに関係機関に対し、都心区の実態に見合った固定資産税・相続税の大幅減税を強く要請し、その早期実現を期するものである。

以上、本区民会議の総意をもって決議する。

平成14年9月2日

**固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議**

## 固定資産税の大幅減税を求める陳情書（案）

国土交通省が発表した今年1月1日時点の公示地価は、全国平均で11年連続で下落しているものの、東京都心部においては下落率が3年連続で縮小するなど、都心の地価は高値安定化の傾向にあります。

そのため、都心千代田区においては固定資産税が過重な税負担となっており、区民の定住や事業継続に大きな影を落としており、大幅な減税を求める声は一段と大きくなっています。また、平成6年度の評価基準の改正によって、固定資産税評価額が公示価格の3割から7割に引き上げられたことにより、地価の動向とは反対に税額が増加する逆転現象が生じております。

一方、長引く不況によって売り上げが減少し、経費削減に取り組んでいる企業にとりまして、高額な固定資産税は大きな負担となっております。

このような固定資産税の現状を踏まえ、連合町会と区議会は長年にわたり大幅減税運動に取り組んでまいりましたが、本年は、昨年の各町会、業種別団体に企業を加えた「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」を設置し、幅広く運動を展開していくことにいたしました。

負担の限界を超えている固定資産税の大幅減税を求める区民等の切実な要請には一刻の猶予も許されないものがあるばかりでなく、千代田区の最重要課題である定住人口を確保するためにも、固定資産税の大幅な減税が急務となっております。

以上のことから、私たち「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」は、国に対し、固定資産税が都心千代田区の生活者はもとより、企業経営者等の実態に即し、納税する者が納得できる税額となるよう、下記の減税措置を強く求めます。

### 記

- 1 固定資産税評価額を、地価を正しく反映したものとし、固定資産税負担の基準となる固定資産税課税標準を、平成5年以前の水準である固定資産税評価額の3割以下に引き下げること

平成14年 月 日

固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議

総務大臣 殿

## 相続税の大幅減税を求める陳情書（案）

東京国税局が公表した平成14年度分の相続税の算定基準となる路線価は、都内平均で10年連続で下落しているものの、都心部では下落幅が縮小し、一部地域では上昇に転じるなど、下げ止まり傾向が顕著に表れています。

相続税については、これまで数回にわたり小規模宅地等に関し、負担軽減措置が講じられてまいりましたが、バブル期に比べて下落したとはいえ、千代田区の地価は依然として高い水準にあります。

そのため、相続人の担税能力を遙かに超えた税額となり、やむなく住み慣れた土地を手放し、区外への転出を余儀なくされています。また、延納制度を選択した場合においても、市中金利とは比較にならない利子税が課せられるなど、区民の定住と事業継続の大きな不安要因となっています。

このような現状を踏まえ、連合町会と区議会は、区民や各業種別団体等と一体となって、相続税の大幅減税運動に取り組んでまいりましたが、未だ納得のできるものとはなっていません。

また、国においては平成15年度税制改正に向けて、相続税と贈与税の一本化や相続税の基礎控除額の引き下げなどが検討されておりますが、都心における生活実態からすれば、基礎控除額の引き下げは全く納得できるものではありません。

千代田区民の相続税に対する不安を払拭し、千代田区の最重要課題である定住人口を確保するためにも、相続税の大幅な減税は急務となっています。

私たち「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」は、国に対し、区民が安心して住み続けられ、事業が継続できるよう、都心の実態に見合った相続税の大幅減税措置を講じられるよう強く求めます。

平成14年 月 日

固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議

財務大臣 殿

## 固定資産税の大幅減税を求める陳情書（案）

国土交通省が発表した今年1月1日時点の公示地価は、全国平均で11年連続で下落しているものの、東京都心部においては下落率が3年連続で縮小するなど、都心の地価は高値安定化の傾向にあります。

そのため、都心千代田区においては固定資産税が過重な税負担となっており、区民の定住や事業継続に大きな影を落としており、大幅な減税を求める声は一段と大きくなっています。また、平成6年度の評価基準の改正によって、固定資産税評価額が公示価格の3割から7割に引き上げられたことにより、地価の動向とは反対に税額が増加する逆転現象が生じております。

一方、長引く不況によって売り上げが減少し、経費削減に取り組んでいる企業にとりまして、高額な固定資産税は大きな負担となっております。

このような固定資産税の現状を踏まえ、連合町会と区議会は長年にわたり大幅減税運動に取り組んでまいりましたが、本年は、昨年の各町会、業種別団体に企業を加えた「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」を設置し、幅広く運動を展開していくことにいたしました。

負担の限界を超えている固定資産税の大幅減税を求める区民等の切実な要請には一刻の猶予も許されないものがあるばかりでなく、千代田区の最重要課題である定住人口を確保するためにも、固定資産税の大幅な減税が急務となっております。

以上のことから、私たち「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」は、東京都に対し、固定資産税が都心千代田区の生活者はもとより企業経営者等の実態に即し、納税する者が納得できる税額となるよう、国に強く働きかけるとともに、都独自の軽減措置を継続するよう要望します。

### 記

- 1 国に対し、固定資産税評価額を、地価を正しく反映したものとし、固定資産税負担の基準となる固定資産税課税標準を、平成5年以前の水準である固定資産税評価額の3割以下に引き下げるよう働きかけること
- 2 上記の要望が実現されるまでの間、平成15年度以降も「小規模住宅用地に係る都市計画税」及び「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」それぞれの減免措置を継続すること

平成14年 月 日

固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議

東京都知事 殿



## 固定資産税の大幅減税を求める陳情書（案）

国土交通省が発表した今年1月1日時点の公示地価は、全国平均で11年連続で下落しているものの、東京都心部においては下落率が3年連続で縮小するなど、都心の地価は高値安定化の傾向にあります。

そのため、都心千代田区においては固定資産税が過重な税負担となっており、区民の定住や事業継続に大きな影を落としており、大幅な減税を求める声は一段と大きくなっています。また、平成6年度の評価基準の改正によって、固定資産税評価額が公示価格の3割から7割に引き上げられたことにより、地価の動向とは反対に税額が増加する逆転現象が生じております。

一方、長引く不況によって売り上げが減少し、経費削減に取り組んでいる企業にとりましても、高額な固定資産税は大きな負担となっております。

このような固定資産税の現状を踏まえ、連合町会と区議会は長年にわたり大幅減税運動に取り組んでまいりましたが、本年は、昨年の各町会、業種別団体に企業を加えた「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」を設置し、幅広く運動を展開していくことにいたしました。

負担の限界を超えている固定資産税の大幅減税を求める区民等の切実な要請には一刻の猶予も許されないものがあるばかりでなく、千代田区の最重要課題である定住人口を確保するためにも、固定資産税の大幅な減税が急務となっております。

以上のことから、私たち「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」は、東京都議会に対し、固定資産税が都心千代田区の生活者はもとより企業経営者等の実態に即し、納税する者が納得できる税額となるよう、国に強く働きかけるとともに、都独自の軽減措置を継続するよう要望します。

### 記

- 1 国に対し、固定資産税評価額を、地価を正しく反映したものとし、固定資産税負担の基準となる固定資産税課税標準を、平成5年以前の水準である固定資産税評価額の3割以下に引き下げるよう働きかけること
- 2 上記の要望が実現されるまでの間、平成15年度以降も「小規模住宅用地に係る都市計画税」及び「小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税」それぞれの減免措置を継続すること

平成14年 月 日

固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議

東京都議会議長 殿

## 固定資産税・相続税の大幅減税を求める陳情書（案）

国が公表した今年1月1日時点の公示地価や平成14年度分の算定基準となる路線価は、全国的に下落しているものの、都心千代田区の地価は、高どまりの傾向にあります。

そのため、固定資産税や相続税が過重な負担となって、区民の定住や事業継続の大きな障害となっています。また、高額な固定資産税は、長引く不況によって売上げが減少し、経費削減に取り組んでいる企業にとっても大きな負担となっています。

固定資産税については、平成6年度の評価基準の改正によって、固定資産税評価額が公示価格の3割から7割に引き上げられたことにより、地価の動向とは反対に税額が増加する逆転現象が生じております。

一方、相続税については、これまでも数回にわたり小規模宅地等に関し、負担軽減措置が講じられてまいりました。しかし、千代田区の地価は、依然として高い水準にあることから、相続人の担税能力を遥かに超えた税額となり、やむなく住み慣れた土地を手放し、区外への転居を余儀なくされています。また、延納制度も市中金利とは比較にならない利子税が課せられるなど、区民の定住や事業継続の不安要因となっています。

このような現状を踏まえ、これまでも、連合町会と区議会は、区民や各種業種別団体、企業等が一体となって、固定資産税や相続税の大幅減税に取り組んできましたが、未だ納得のできるものとはなっておりません。

私たち「固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議」は、政府税制調査会に対し、固定資産税評価額を、地価を正しく反映したものとし、固定資産税負担の基準となる固定資産税課税標準を、平成5年以前の水準である固定資産税評価額の3割以下に引き下げるとともに、区民が安心して住み続けられ、事業が継続できるよう相続税の大幅減税措置を講じるなど、納税する者が納得できる税額となるよう、都心千代田区の実態に見合った両税の大幅減税を強く求めます。

平成14年 月 日

固定資産税・相続税の大幅減税を求める千代田区民会議

政府税制調査会会長 殿

## 署名のお願い

「固定資産税・相続税の大幅減税を求める陳情書」は、区民をはじめ、各業種別団体、企業等のみなさんの署名を添えて、概ね10月中旬ごろに千代田区民会議のメンバーで構成する代表者が、関係機関に直接提出します。

区民が安心して住み続けられ、事業が継続できるまちにしていくために、一人でも多くの方に署名をしていただけるようご協力をお願いします。

お手元にお配りいたしました陳情書の署名は、会場でも受付けるほか、お持ち帰りいただく場合には、後日区議会事務局までご返送ください。(返送の郵便料金は、区議会で負担します。)

なお、陳情書(署名簿)は、下記の各区立施設にも用意しています。

区役所(区議会事務局、区政情報ルーム)、各出張所、九段社会教育会館、内神田社会教育会館、総合体育館、千代田区中小企業センター、高齢者センター、いきいきプラザ一番町、千代田保健所、千代田保健所麹町庁舎、千代田図書館、四番町図書館、神田まちかど図書館、昌平まちかど図書館

また、インターネットを活用した「インターネット署名」も実施しています。詳しくは、区又は区議会のホームページにアクセスし、区民会議のページをご覧ください。

### 講師経歴

税理士・中小企業診断士

**飯塚 美幸** (いづか みゆき)

#### 経歴

静岡大学人文学部卒業

(株)タクトコンサルティング本郷会計事務所勤務後、飯塚美幸税理士事務所開業  
エクスプレス・タックス株式会社設立、代表取締役社長就任

#### 主な著書・論文等

「平成14年度わかりやすい税制改正と実務の徹底対策」日本法令

「財産を殖やすための相続対策プログラム」日本法令

「21世紀に地方税が取り組むべき21の課題」「月刊 税」2001年1月号 ぎょうせい  
ビデオレクチャー「仕事のコツがつかめる相続税申告の実務講座」FPステーション

「月刊ビルダ東京:税務相談Q & A」(社)東京ビルダ協会 連載中 ほか  
事務所所在地

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番5号 DPM道玄坂ビル7階  
.03(3461)8441(代表) ファクシミリ.03(3461)8456

ホームページアドレス <http://www.expresstax.co.jp/>

メールアドレス [express@expresstax.co.jp](mailto:express@expresstax.co.jp)